

退職給付金の支給時期

退職金種別	支給時期
退職年金	<p>5月、8月、11月、2月の年4回に分けて15年間支給されます。支給が決定した月以降で上記に一番近い月からの支給となります。</p> <p>該当月の20日に指定口座へ振り込みます。20日が土・日・祝日の場合は、その前日の平日となります。</p>
退職一時金	<p>退職した月の翌月10日までに届出を提出された場合、退職した月の翌月末日に支給されます。末日が土・日・祝日の場合は、その前日の平日となります。</p>
年金に代えて支給する一時金	<p>退職一時金と同じです。</p>
遺族一時金	<p>加入者本人が亡くなった月の翌月10日までに届出が提出された場合、退職した月の翌月末日となります。</p> <p>弔慰金と共に支給いたします。</p>
退会給付金	<p>退会給付金の金額を計算するために、2～3ヶ月くらいの期間を必要とします。</p> <p>共助会と提携する金融機関からの資産運用に関する報告書を確認した後、共済システムにより全加入者に対する退職シミュレーションを行うことで退会給付金が算出されます。</p>